

# 体温による診療規制について

COVID-19 の感染拡大を受け、感染症法上の発熱の定義に基づき、来院時の検温結果が **37.5℃以上ある方の診療室への入室を規制** します。

また、検温結果が **37.0℃以上ある方や咳などの感冒症状のある方** に関しては、**治療内容の規制の対象** となります。（エアロゾルの飛散する処置について延期または中止）

患者様のそれぞれの状態を考慮したうえで、歯科医師の判断により決定いたしますので、ご協力をお願い致します。

尚、患者様に基準値以上の発熱が認められない場合でも、お付添の方や同居の方に基準値を超える発熱が見られる場合には、上記に準ずる対応を取らせて頂きますので、ご協力をお願い致します。